

# 皇室一家の食費は／大蔵官僚の接待額は

政府は情報公開法案を27日の閣議で決定し、国会に提出する。政府案に対してはさまざまな不備を指摘する声もあるが、これまでに明らかになった政府案に沿って制度ができた場合、行政情報ほどのような形で、どこまで公開されることになるのか。さまざまなケースをシミュレーションしてみた。

【上野 央絵】

◆ケース1  
水戸市に住むAさんは、「皇室一家の食費は年間どのくらいかかるのか」に興味を持った。市内にある茨城行政監察事務所の家内所を訪れる。

作り、手数料分の収入印紙を張って投かん。2週間後、宮内庁から返事が来た。結論は「不開示」。手数料を損したと思うAさんだった。

## ◆ケース2

大蔵省不祥事に怒るBさん。「銀行に天下りしている大蔵省OBは、現役時代どれだけ接待を受けていたんだろう」。OB数人について、現役当時の会食に関

## ◆ケース3

東京都に住むCさん。そろそろマイホームを建てたい。近くの県内を物色する

## 情報公開の手続き

- ① 請求者は案内所で知りたい情報について相談
- ② 情報を持っている省庁に請求書を持参か郵送（請求手数料）
- ③ 省庁は原則30日以内に請求内容を審査

### ＜開示の場合＞

- ④ 省庁が開示決定を請求者に通知
- ⑤ 請求者は原則30日以内に開示方法を省庁に連絡（開示手数料）
- ⑥ 省庁で閲覧、写しをもらうか、写しを郵送してもらう

### ＜部分開示・不開示の場合＞

- ④ 省庁が部分開示・不開示決定を請求者に通知
- ⑤ 請求者は省庁に対し不服申し立て
- ⑥ 省庁は決定を変えない場合、情報公開審査会に諮問
- ⑦ 審査会で審議、答申を受けて省庁で結論を出す

うち、国道バイパスを作る計画があるという話を聞いた。騒音は嫌だ。できれば近くには住みたくない。建設省に、ルートは決まっているかどうか、開示請求する。結果は「意思決定過程の情報で、特定の者に不利

益を及ぼすため、不開示」。聞けば、公表する前に特定の人に知らせると、土地の買い占めが起るからだとか。「私はそんなつもりじゃないのに」と、Cさんは不満げだ。

何より大きな違いは、霞が関のあらゆる部屋で、ファイルされ書類に整理された文書のすべてが原則として開示の対象となること。そして、役所側がそれを前提として文書をきちんと管理し、いつでも部外者に見せられる形にしておかなくてはならなくなるということだ。このことの影響は小さくない。とかく「公開

に後ろ向き」と批判ばかりされる霞が関だが、「政治家からの働き掛けがオーブンになるので、おかしなかわり方はできなくなるメリッともある」と歓迎する向きもある。

## 辻元清美・社民党幹事長代理

法案の出来は65点。与野党、ロジケットチームの一員として「不十分な内容では意味がないのではないか」と悩みもしたが、自社さ政権のうちにしかできないから、法律を作

## 使いこなししてよりよい法律に

る。省庁間の調整が終わってないから出せない。揚げ



(談)

とした感じだった。法案を討議する与野協議会に骨子だけ出して「これで審議してくれ」。法案を出せ」と求め

句の果ては「修正しないでくれ」と頼みに来た。この法律は「使いこなす法律」だ。不服申し立てを重ねて官庁側に圧力をかけ、よりよい法律にしたい。「不開示にすると裁判を起されるかもしれない」という緊張感が生まれるだけでも、随分と違うものだ。

## 枝野幸男・民主党政調会長

行政改革委員会の要綱案が合格点ぎりのぎりだった。政府案を正式には見ていないが、後退した部分がいくつかある

## 文書管理のルールが不可欠

情報公開では、地方自治体の管理に先行し、官官接待や



(談)

カラ出張が明るみに出て、かなり改善された。情報公開法ができれば、地方の条例以上の効果を期待できるだろう。

と。情報公開法を作っても見られてます。文書はほとんど入捨てるのか、どこかに粉れ

次には大事なのは、行政文書の管理に関する法律を作るこ

込むことになっては意味がない。公開を要求する方も、現状では、どんな文書がどこにあるのかすら分からない。文書管理のルールを作ることによって、情報公開制度は何十倍も使いやすくなる。

## この人の評価は 与野党

いものにするため、国会審議で修正すべきだ。

情報公開では、地方自治体の管理に先行し、官官接待や

と。情報公開法を作っても見られてます。文書はほとんど入捨てるのか、どこかに粉れ

(談)

# 行政情報公開どこまで